

春緑苑ヘルパーステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設する春緑苑ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）は、当該事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者及び訪問介護員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 春緑苑ヘルパーステーション
- (2) 所在地 春日井市廻間町字神屋洞 703 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1人以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2.5人以上（常勤換算）
訪問介護員等は、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時から午後8時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおり徴収する。

(1) 事業所の実施地域を越えた地点から片道10km未満 500円

(2) 事業所の実施地域を越えた地点から片道10km以上 1,000円

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、春日井市とする。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時に行う。

(2) 継続研修 年2回

2 事業所は、すべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(平成13年4月1日改正)

この改正は、平成13年4月1日から適用する。

(平成13年8月1日改正)

この改正は、平成13年8月1日から適用する。

(平成14年10月1日改正)

この改正は、平成14年10月1日から適用する。

(平成15年10月1日改正)

この改正は、平成15年10月1日から適用する。

(平成16年10月1日改正)

この改正は、平成16年10月1日から適用する。

(平成16年11月1日改正)

この改正は、平成16年11月1日から適用する。

(平成16年12月1日改正)

この改正は、平成16年12月1日から適用する。

(平成17年1月17日改正)

この改正は、平成17年1月17日から適用する。

(平成17年7月1日改正)

この改正は、平成17年7月1日から適用する。

(平成17年10月1日改正)

この改正は、平成17年10月1日から適用する。

(平成18年4月1日改正)

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 19 年 3 月 1 日改正)

この改正は、平成 19 年 3 月 1 日から適用する。
(平成 19 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 19 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。
(平成 19 年 9 月 1 日改正)

この改正は、平成 19 年 9 月 1 日から適用する。
(平成 20 年 8 月 1 日改正)

この改正は、平成 20 年 8 月 1 日から適用する。
(平成 20 年 9 月 1 日改正)

この改正は、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。
(平成 22 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 23 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 24 年 1 月 16 日改正)

この改正は、平成 24 年 1 月 16 日から適用する。
(平成 25 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 26 年 1 月 1 日改正)

この改正は、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。
(平成 26 年 1 月 6 日改正)

この改正は、平成 26 年 1 月 6 日から適用する。
(平成 26 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 27 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 27 年 6 月 1 日から適用する。
(平成 27 年 8 月 1 日改正)

この改正は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。
(平成 28 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 28 年 5 月 1 日改正)

この改正は、平成 28 年 5 月 1 日から適用する。
(平成 28 年 10 月 1 日改正)

この改正は、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

(平成 29 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 9 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

(平成 31 年 2 月 15 日改正)

この改正は、平成 31 年 2 月 15 日から適用する。

(平成 31 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 2 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 1 月 24 日改正)

この改正は、令和 3 年 1 月 24 日から適用する。

(令和 3 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 1 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。